

大会参加ガイド

大会参加者の宿泊・弁当は名鉄観光サービス(株)が
旅行企画・実施する「募集型企画旅行」です。

【注意事項】

宿泊代金

- 大人お一人様（税金サービス料込）の代金です。
ホテルタイプのツインの料金は、2名様1室利用のお一人様（税金サービス料込）の料金です。
※同室希望者がある場合には、必ず申込書の「同室希望者」の欄にご記入のうえ、同じ申込書でお申込みください。

食事条件

- ホテルタイプは基本1泊朝食付き。
旅館タイプ（和室）は基本1泊2食付。
- 一部ホテルの朝食は、軽食（パン、飲み物など）のご用意となります。

行 程

- （自宅）⇒ 各自 ⇒ ホテル
- ホテル ⇒ 各自 ⇒ （自宅）

お申し込み

- お申し込みは先着順とさせていただきます。ご希望の宿泊施設が満室の場合は、他の宿泊施設、または記載以外の宿泊施設に変更させていただくこともございますので、ご了承ください。

その他

- 例年シングルを希望される方が非常に多く、ご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。
- 館内ご利用分（電話・飲食など）、駐車代など宿泊料金以外に発生した費用は、各自、宿泊施設にお支払いください。
- 最少催行人員1名。添乗員は同行いたしません。
- この開催募集要項に記載された旅行代金（宿泊代金、弁当代金）は平成29年4月1日の運賃、料金を基準としています。

1 宿泊のご案内

大会会場周辺の宿泊施設を大会特別料金でご用意いたしました。
ご希望のホテルを34ページから37ページの宿泊申込記号にてお選びいただき、39ページの大会参加申込書にご記入ください。

- 宿泊日: 9月14日(木)・15日(金)・16日(土)・17日(日)
- 宿泊地: 函館市・北斗市・七飯町・森町

2 弁当のご案内

大会期間中のお弁当を承ります。

- 弁当取扱日: 9月16日(土)、17日(日) ※レク卓球は14日(木)
- 弁当代金: 1食あたり1,080円(お茶付・消費税込)
- 引換えについて: 引換券を送付いたしますので、大会当日、引換券記載の時間内に、決められた引換え場所にて同券をお持ちのうえ、お弁当と引換えてください。お申し込み会場以外での引換えは出来ませんのでご了承ください。
※ 弁当引換券には弁当引換時間・引換場所が記載されております。
※ 本大会では研究フォーラム会場、各種目別全国交流大会会場周辺には食事施設が少ないため、お弁当での対応をおすすめいたします。
※ 弁当は旅行契約には該当いたしません。付帯のサービスとしてお申し込みを承ります。

3 参加申込方法

32ページ「申込先一覧」でご確認ください。

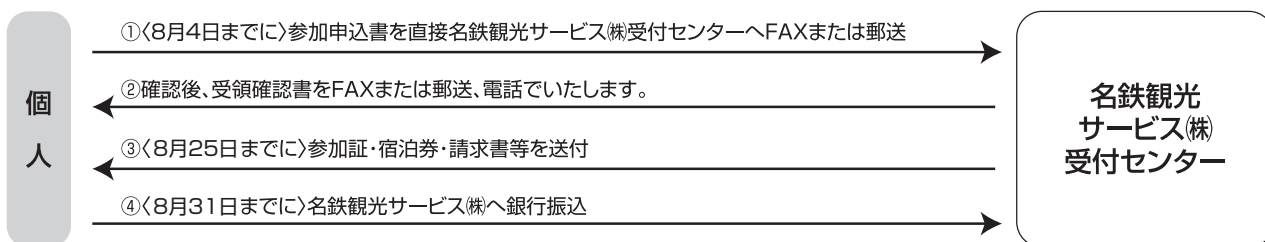
39ページの「大会参加申込書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの手順にそって、FAXまたは郵便にてお申し込みください。(電話での受付はいたしません。)

申込先は32ページの申込先一覧をご確認ください。

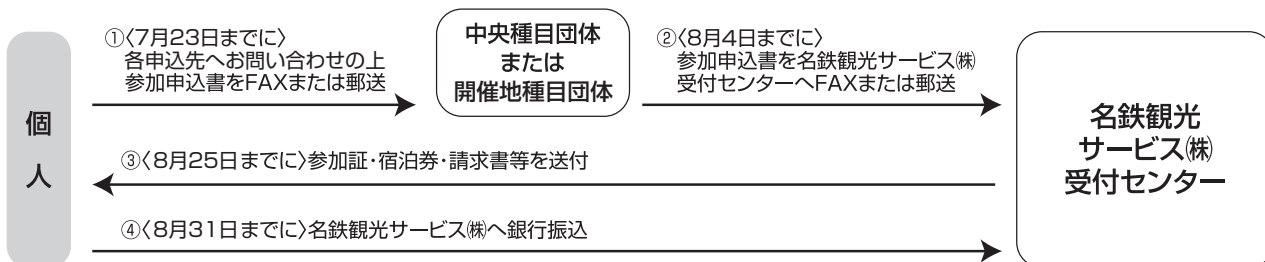
なお、申込受付順に宿泊等の割当をし発送いたしますので、お早目のお申し込みをおすすめいたします。

※ 研究フォーラムと種目別全国交流大会の両方に参加される場合は、名鉄観光サービス(株)受付センターにお申し込みください。

名鉄観光サービス(株)受付センターへ直接申し込むプログラム



各団体へ直接申し込むプログラム



平成29年8月4日(金)名鉄観光サービス(株)受付センターへの締切日(必着)
締切日以降のお申し込みについては受付できない場合がございますのでご注意ください。

4 問い合わせ先

電話は混み合うことが予想されますので、FAXのご利用をおすすめいたします。

申し込み、宿泊・弁当・交通に関するお問い合わせ

名鉄観光サービス(株) 「第71回全国レクリエーション大会 in 北海道」受付センター
〒141-0031 東京都品川区西五反田2-19-3(五反田第一生命ビルディング内)
TEL: ☎ 0120-730-350 FAX: 03-3779-0463 e-mail: rec71@mwt.co.jp
担当: 佐藤・大堀・久米・山下 受付時間: 平日10時30分~17時 土・日・祝日 休業

旅行企画・実施(「第71回全国レクリエーション大会in北海道」現地デスク)

名鉄観光サービス(株) 北海道営業本部
〒060-0003 北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番地25号 NREG北三条ビル7階
TEL: 011-205-5222 FAX: 011-205-5220 総合旅行業務取扱管理者: 岡部智巖 担当: 武田・宮嶋

プログラムに関すること(実行委員会事務局)

北海道レクリエーション協会
〒003-0022 北海道札幌市白石区南郷通2丁目南10-10リラオクムラ502号 TEL/FAX: 011-866-0979

5 国内旅行傷害保険のご案内

- ご自宅を出発してから帰着されるまでの保険です。
 - 保険期間: 6泊7日まで(下記注1を参照下さい)
 - 保険料: お一人様あたり 1,000円(AA72タイプ)
 - 補償内容: ■死亡後遺障害……………744万円 ■入院保険金(日額)…… 6,000円 ■通院保険金(日額)…4,000円
■賠償責任(免責0円)…3,000万円 ■携行品(免責3,000円)…20万円 ■救援者費用……………50万円
- ※お申し込みの方には保険証券とご契約内容の詳細を送付いたします。

注1)この保険によって補償される期間(保険期間)は、平成29年9月13日(深夜0時)から、平成29年9月19日(深夜12時)まで、かつ本大会にご参加のためにご自宅を出発されてから帰宅になるまでとなりますのでご注意ください。
(保険期間中であっても一度帰宅した後に別の目的で再び出かけた場合等は補償の対象となりません。)

6 参加料・変更および取消料について

●参加料等支払内容

名鉄観光サービス(株)受付センターで申し込み受付後、順次8月25日(金)までに「参加証・宿泊券等」を申込代表者宛に送付いたします。同封の請求書をご確認のうえ、8月31日(木)までに参加料等を振り込んでください。なお、申込受付順に宿泊ホテル等の割当をし、発送いたしますので、お早目のお申し込みをおすすめいたします。

銀行振込手数料等はお客様の負担とさせていただきます。

8月31日(木)までにお振込が確認できないときは、予約が取消されることもございますのでご注意ください。

大会参加費及び交歓のタベ参加費は大会事務局からの依頼に基づき、名鉄観光サービス(株)が代行収受するものです。なお、お振込の際の振込金受領書をもって領収書とさせていただきますのでご了承ください。

●宿泊・弁当・交歓のタベ・交通 変更及び取消料

①お申し込み後「入金後」、お客様のご都合で取消を希望される場合は、下記の取消料を払って取消することができます。

1) 宿泊に関する取消料

お申し出日時	8日前まで	7~2日前まで	前日	当日	旅行開始後、または無連絡不参加
取消料	無料	30%	40%	50%	100%

2) 弁当・交歓のタベに関する取消料

お申し出日時	4日前まで	3日前以降
取消料	無料	100%

②変更取消に関する諸注意

- 1) 申し込み後の変更・取消に伴う返金につきましては、各々の取消料及び振込手数料を差引いた額を、大会終了後1ヶ月以内をめぐにご返金させていただきます。
- 2) 申し込み後に変更・取消をされる場合は、40ページの申込変更依頼書にて、名鉄観光サービス(株)受付センターにFAXまたは郵便にてご連絡ください。なお、変更内容の間違いを防ぐため電話での受付は一切いたしません。
- 3) 変更・取消の基準は書面またはFAXの到着日(営業時間内)とします。

名鉄観光サービス(株)受付センターへ申し込むプログラム

送り先 名鉄観光サービス(株)「第71回全国レクリエーション大会in北海道」受付センター
〒141-0031 東京都品川区西五反田2-19-3(五反田第一生命ビルディング内)
TEL: ☎ 0120-730-350 FAX: 03-3779-0463

【式典】

No.	種目名
ア	総合開会式
イ	交歓のタベ
ウ	閉会式

【種目別全国交流大会】

No.	種目名
101-①	インディアカ 一般男女混合の部
101-②	インディアカ 一般女子の部
101-③	インディアカ シニア男女混合の部
101-④	インディアカ シニア女子の部
101-⑤	インディアカ スーパーシニア男女混合の部
105	日本民謡
107	フォークダンス
108	ペタンク
109	ユニカール
110	レクリエーションダンス

【研究フォーラム】

No.	種目名
1～36	全ての研究フォーラム・セッション

【特別行事】

No.	種目名
A	ウォークラリー
B	フルーツウォーキング

【協賛行事】

No.	種目名
301	全国落語大学(2日間出入り自由)
302-①	函館観光ウォーク①
302-②	函館観光ウォーク②
302-③	函館観光ウォーク③
302-④	函館観光ウォーク④

※閉会式「ウ」、協賛行事「301、302」及び特別行事「B」での記念品並びに弁当の受取はできません。

※特別行事「A」は記念品の受取はできません。

尚、弁当の受取はできますが、ゴール会場での引渡しとなります。

各団体へ申し込むプログラム

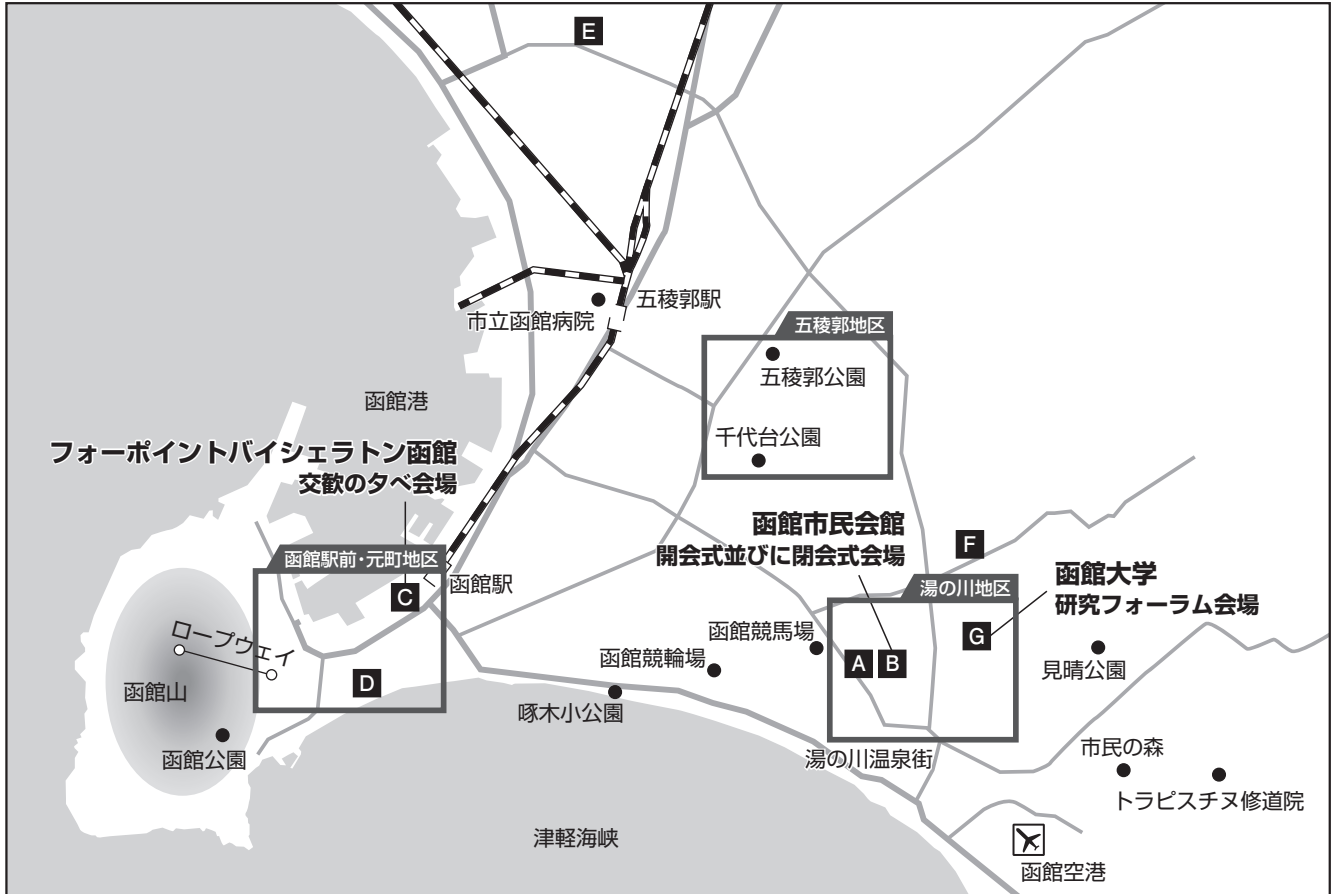
【種目別全国交流大会】

No.	プログラム	主管団体	申込先
102	スポーツチャンバラ	どさんこスポチャンクラブ	どさんこスポチャンクラブ 代表 落合祐司 〒004-0862 北海道札幌市清田区北野2条3丁目11-16 TEL: 080-1873-5464 (落合早苗) FAX: 011-882-1030 E-mail: dosanko@dosanko-spo.com
103	タッチラグビー	一般社団法人ジャパンタッチ協会	下記ホームページより、お申し込みください。 http://goo.gl/290IA 一般社団法人ジャパンタッチ協会 事務局長 内川純 TEL: 090-6478-0165 E-mail: juchikawa@psic.jp
104	ティーボール	オーシャンドリームティーボール大会事務局	オーシャンドリームティーボール大会事務局 三井寛 〒042-0914 函館市上湯川町370番6号 TEL: 090-4877-5484 FAX: 0138-50-3240
106	パドルテニス	日本パドルテニス協会	日本パドルテニス協会 事務局 〒252-0301 神奈川県相模原市南区鶴野森1-38-1-A302 TEL/FAX: 042-705-6262 E-mail: npta@paddletennis.gr.jp

【特別協賛行事】

No.	プログラム	主管団体	申込先
201	クubb	日本クubb協会	日本クubb協会 事務局 〒181-0015 東京都三鷹市大沢3-10-4-476 高橋方 TEL: 080-5024-3977 E-mail: japankubb@gmail.com
202	車椅子レクダンス	認定NPO法人 日本車椅子レクダンス協会	認定NPO法人日本車椅子レクダンス協会 恵庭支部長 平嶋修作 〒061-1435 恵庭市中島町5-4-7 TEL: 080-3267-2919
203	ディスコン	一般社団法人 日本ディスコン協会	一般社団法人 日本ディスコン協会 全国大会係 〒703-8266 岡山市中区湊296-6 TEL: 070-1876-1945 (10:00～17:00) FAX: 086-277-0805
204	レクリエーション卓球	日本レクリエーション卓球連盟	日本レクリエーション卓球連盟 〒213-0022 川崎市高津区千年新町14-5 TEL/FAX: 044-751-5488

8 会場マップ【函館地区】



■ 種目開催地

会場番号	会場地	日付	種目	アクセス
A	函館アリーナ	16日(土)	バドミントン	市電「函館アリーナ前」電停より徒歩1分
		17日(日)	フォークダンス(メインアリーナ)	
			日本民謡(サブアリーナ)	
B	函館市民会館	15日(金)	総合開会式	市電「函館アリーナ前」電停より徒歩3分
		16日(土)	ディスコン(小ホール)	
			全国交流サロン(大会議室)	
17日(日)	閉会式			
C	フォーポイントバイシセラトン函館	15日(金)	交歓の夕べ	JR函館駅より徒歩2分
D	サン・リフレ函館	16日(土)	レクリエーションダンス	JR函館駅より徒歩15分 市電「松風町」電停より徒歩10分
		17日(日)	スポーツチャンバラ	
E	西桔梗野球場	16日(土)	ティーボール	JR函館駅より車で20分
F	函館フットボールパーク	17日(日)	タッチラグビー	JR函館駅より路線バスで30分(函館バス) JR函館駅より車で25分
G	函館大学	16日(土)	研究フォーラム	JR函館駅より路線バスで35分(函館バス) 市電「湯の川」電停より徒歩25分 函館アリーナよりシャトルバスあり※P6参照
		17日(日)	研究フォーラム	



9 会場及び宿泊施設マップ【湯の川地区】



■ 種目開催地

会場番号	会場地	日付	種目	アクセス
A	函館アリーナ	16日(土)	パドルテニス	市電「函館アリーナ前」電停より徒歩1分
		17日(日)	フォークダンス(メインアリーナ)	
			日本民謡(サブアリーナ)	
B	函館市民会館	15日(金)	総合開会式	市電「函館アリーナ前」電停より徒歩3分
		16日(土)	ディスコン(小ホール)	
			全国交流サロン(大会議室)	
17日(日)	閉会式			
G	函館大学	16日(土)	研究フォーラム	JR函館駅より徒歩15分 市電「松風町」電停より徒歩10分 函館アリーナよりシャトルバスあり※P6参照
		17日(日)	研究フォーラム	

■ 宿泊場所・宿泊代金(お一人様)

湯の川地区周辺のホテル

地図内記号	宿泊申込記号	シングル料金	宿泊申込記号	ツイン料金	16日追加料金(土曜日割増)	17日追加料金(祝前日割増)	ホテル	アクセス
ほ	—	—	T30	10,800円	1,000円	1,000円	湯の川温泉かもめ館【夕朝食付】 大浴場完備【天然温泉】	市電「湯の川温泉」電停より徒歩7分
ま	S31	7,500円	T31	7,000円	500円	500円	両宮館【朝食のみ】 大浴場完備【天然温泉】	市電「函館アリーナ前」電停より徒歩1分

湯の川地区周辺の旅館

地図内記号	宿泊申込記号	和室4~5名夕朝食付	宿泊申込記号	和室4~5名朝食のみ	16日追加料金(土曜日割増)	17日追加料金(祝前日割増)	旅館	アクセス
む	W33	12,800円	Z33	10,800円	4,000円	4,000円	花びしホテル 大浴場完備【天然温泉】	市電「湯の川温泉」電停より徒歩2分
め	W34	11,500円	Z34	10,500円	5,300円	5,300円	湯元 啄木亭 大浴場完備【天然温泉】	市電「湯の川温泉」電停より徒歩3分
も	W35	10,000円	Z35	9,000円	2,000円	—	湯の浜ホテル 大浴場完備【天然温泉】	市電「湯の川温泉」電停より徒歩3分
や	W36	12,800円	Z36	11,800円	3,000円	—	平成館 海羊亭 大浴場完備【天然温泉】	市電「湯の川温泉」電停より徒歩10分
ゆ	W37	10,000円	Z37	9,000円	2,000円	2,000円	湯の川観光ホテル祥苑 大浴場完備【天然温泉】	市電「湯の川温泉」電停より徒歩10分
よ	W38	10,500円	Z38	9,500円	1,500円	1,500円	イマジンホテル&リゾート函館 大浴場完備【天然温泉】	市電「湯の川」電停より徒歩15分
ら	W39	14,000円	Z39	13,000円	0円	0円	函館湯の川 ホテル河畔亭 大浴場完備【天然温泉】	市電「湯の川温泉」電停より徒歩10分
り	W40	14,800円	Z40	13,800円	0円	0円	大黒屋旅館 大浴場完備【天然温泉】	市電「湯の川」電停より徒歩4分

※W35、Z35及びW36、Z36につきましては、17日のご予約はお受け出来ません。

10 会場及び宿泊施設マップ【函館駅前・元町地区】



■種目開催地

会場番号	会場地	日付	種目	アクセス
C	フォーポイントバイシェラトン函館	15日(金)	交歓の夕べ	JR函館駅より徒歩2分
D	サン・リフレ函館	16日(土)	レクリエーションダンス	JR函館駅より徒歩15分
		17日(日)	スポーツチャンバラ	市電「松風町」電停より徒歩10分

■宿泊場所・宿泊料金(お一人様)

函館駅前・元町地区周辺のホテル

地図内記号	宿泊申込記号	シングル料金	宿泊申込記号	ツイン料金	16日追加料金(土曜日割増)	17日追加料金(祝前日割増)	ホテル【1泊朝食付】 ◎は軽朝食/★は朝食なしとなります。	アクセス
あ	S1	19,800円	T1	19,300円	0円	0円	フォーポイントバイシェラトン函館	JR函館駅より徒歩2分
い	S2	9,900円	T2	9,400円	1,500円	0円	ルートイングランティア函館駅前 大浴場完備【天然温泉】	JR函館駅より徒歩1分
う	S3	8,800円	T3	8,300円	1,000円	1,000円	スマイルホテル函館	JR函館駅より徒歩3分
え	S4	9,500円	—	—	0円	0円	函館 ホテル駅前	JR函館駅より徒歩1分
お	—	—	T5	8,800円	0円	0円	ホテルソウルガーデン函館	JR函館駅より徒歩2分
か	S6	9,300円	—	—	500円	500円	コンフォートホテル函館◎	JR函館駅より徒歩2分
き	S7	14,000円	T7	13,000円	1,000円	1,000円	ホテルリソル函館	JR函館駅より徒歩3分
く	S8	8,300円	T8	8,000円	500円	500円	ホテルテトラ函館駅前	JR函館駅より徒歩3分
け	S9	8,000円	—	—	1,000円	0円	アクアガーデンホテル函館	JR函館駅より徒歩5分
こ	S10	9,800円	T10	9,300円	500円	500円	ホテルニューオーテ	JR函館駅より徒歩2分
さ	S11	8,000円	T11	7,000円	500円	500円	東横イン函館駅前朝市◎	JR函館駅より徒歩2分
し	S12	8,000円	T12	7,000円	500円	500円	東横イン函館駅前大門◎	JR函館駅より徒歩5分
す	S13	7,000円	T13	6,500円	500円	500円	HOTEL Go! HAKODATE	JR函館駅より徒歩5分
せ	S14	8,500円	T14	8,300円	1,000円	1,000円	ホテルハートイン函館★	JR函館駅より徒歩6分
そ	S15	9,500円	T15	8,800円	4,100円	4,100円	ホテル函館ロイヤル 「サン・リフレ函館」に最も近いです	JR函館駅より徒歩10分
た	—	—	T16	11,000円	4,000円	—	ホテルWBF グランデ函館	市電「十字街」電停より徒歩4分
ち	S17	9,300円	—	—	500円	500円	ホテルパコ函館 大浴場完備【天然温泉】	JR函館駅より徒歩7分
つ	—	—	T18	13,500円	500円	500円	ホテルパコ函館別荘 大浴場完備【天然温泉】2017年OPEN	JR函館駅より徒歩7分
て	S19	9,900円	—	—	0円	0円	シーサイドホテルかもめ	JR函館駅より徒歩4分
と	S20	7,500円	T20	6,500円	500円	500円	シャローム・イン2	JR函館駅より徒歩4分
な	—	—	T21	13,500円	300円	300円	ウィニングホテル函館	市電「末広町」電停より徒歩1分

※T16につきましては、17日のご予約はお受け出来ません。

函館駅前・元町地区周辺の旅館

地図内記号	宿泊申込記号	和室料金3~5名	宿泊申込記号	ツイン料金	16日追加料金(土曜日割増)	17日追加料金(祝前日割増)	旅館【1泊朝食付】	アクセス
に	W22	9,000円	T22	9,000円	500円	500円	函館パークホテル 大浴場完備	JR函館駅より徒歩5分

11 会場及び宿泊施設マップ【五稜郭地区】

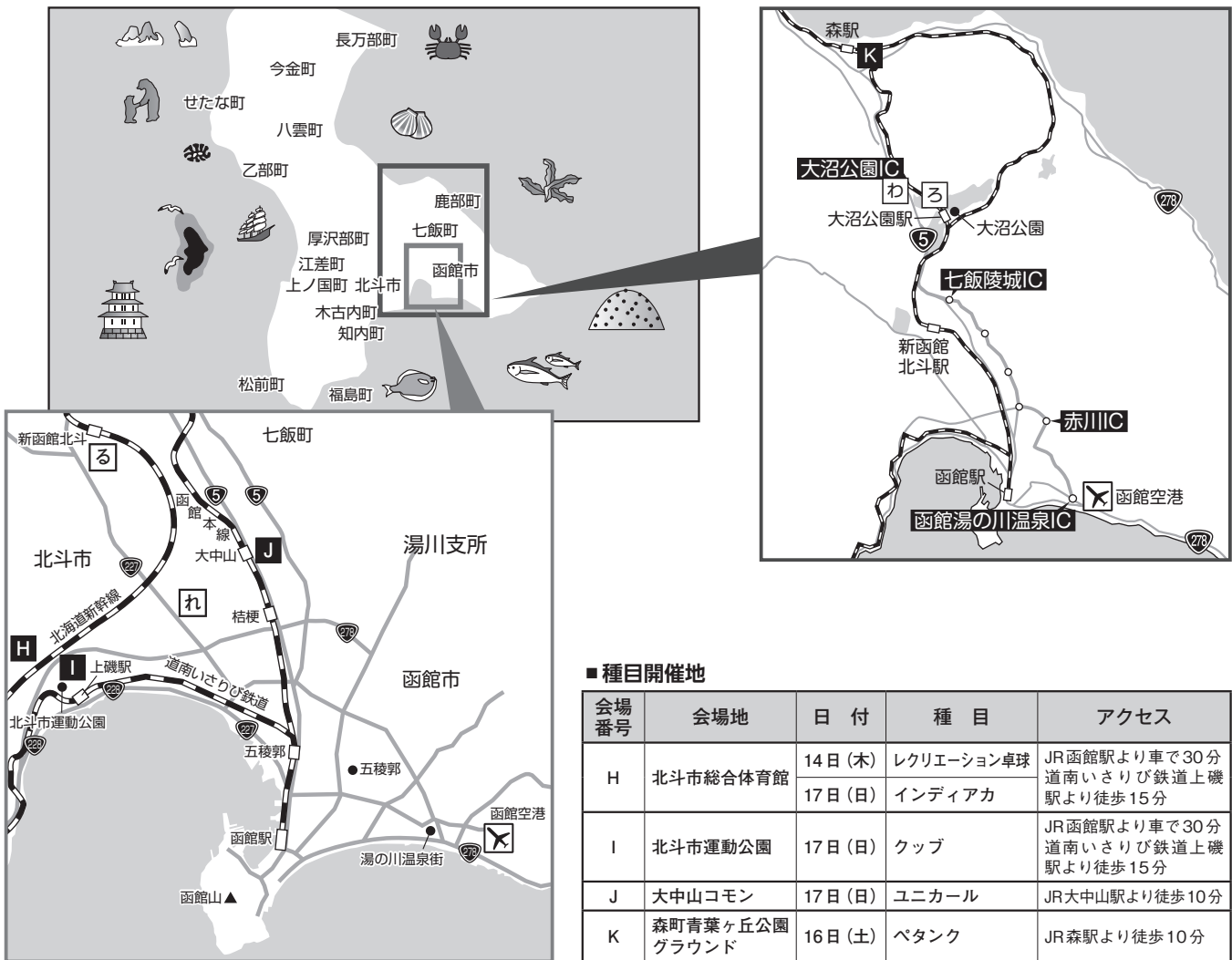


■ 宿泊場所・宿泊料金（お一人様）

五稜郭地区周辺のホテル

地図内記号	宿泊申込記号	シングル料金	宿泊申込記号	ツイン料金 (一部和室)	16日追加料金 (土曜日割増)	17日追加料金 (祝前日割増)	ホテル【1泊朝食付】 ◎は軽朝食となります。	アクセス
ぬ	S23	9,900円	T23	9,400円	1,500円	1,500円	ルートイングランティア 函館五稜郭 大浴場完備【天然温泉】	市電「五稜郭公園前」電停より 徒歩5分
ね	S24	7,500円	T24	6,500円	500円	500円	函館リッチホテル五稜郭	市電「五稜郭公園前」電停より 徒歩5分
の	S25	11,000円	T25	10,000円	800円	800円	ホテル法華クラブ函館 大浴場完備	市電「五稜郭公園前」電停より 徒歩1分
は	S26	10,800円	T26	9,800円	1,200円	1,200円	ドリーミンEXPRESS 函館五稜郭◎	市電「五稜郭公園前」電停より 徒歩3分
ひ	S27	12,000円	T27	11,500円	1,000円	1,000円	ホテルネッツ函館	市電「五稜郭公園前」電停より 徒歩1分
ふ	S28	8,300円	W28	8,000円	500円	500円	ホテルテトラ 2～3名1室の和室があります	市電「五稜郭公園前」電停より 徒歩5分
へ	S29	9,800円	—	—	500円	500円	アネックスホテルテトラ	市電「五稜郭公園前」電停より 徒歩5分

12 会場及び宿泊施設マップ【その他地区】



■ 種目開催地

会場番号	会場地	日付	種目	アクセス
H	北斗市総合体育館	14日(木)	レクリエーション卓球	JR函館駅より車で30分 道南いさりび鉄道上磯 駅より徒歩15分
		17日(日)	インディアカ	
I	北斗市運動公園	17日(日)	クップ	JR函館駅より車で30分 道南いさりび鉄道上磯 駅より徒歩15分
J	大中山コモン	17日(日)	ユニカール	JR大中山駅より徒歩10分
K	森町青葉ヶ丘公園 グラウンド	16日(土)	ペタンク	JR森駅より徒歩10分

■ 宿泊場所・宿泊代金（お一人様）

北斗市内のホテル

地図内記号	宿泊申込記号	シングル料金	宿泊申込記号	ツイン料金	16日追加料金 (土曜日割増)	17日追加料金 (祝前日割増)	旅館【1泊朝食付】	アクセス
る	S41	12,800円	T41	9,800円	2,000円	2,000円	ホテル・ラ・ジェント・ プラザ函館北斗 大浴場完備【天然温泉】	JR新函館北斗駅隣接 函館駅や大中山駅に電車1本で 行けます
れ	S42	7,800円	T42	7,800円	—	—	しんわの湯ホテル秋田屋 【夕朝食付】 大浴場完備【天然温泉】	JR函館駅車で25分 北斗市総合体育館や大中山コモン から近いです

※S42、T42、につきましては、16日、17日のご予約はお受け出来ません。

大沼公園周辺のホテル

地図内記号	宿泊申込記号	シングル料金	宿泊申込記号	ツイン料金	16日追加料金 (土曜日割増)	17日追加料金 (祝前日割増)	ホテル【1泊朝食付】	アクセス
ろ	—	—	T43	13,500円	3,000円	—	函館大沼プリンスホテル 大浴場完備【天然温泉】	JR大沼公園駅より車で10分 大沼公園駅から無料シャトルバス運行

※T43につきましては、17日のご予約はお受け出来ません。

大沼公園周辺の旅館

地図内記号	宿泊申込記号	ツイン料金 夕朝食付	宿泊申込記号	和室の 利用人数	和室料金 夕朝食付	16日追加料金 (土曜日割増)	ホテル	アクセス
わ	T44	10,800円	W44	2名1室	11,800円	2,000円	グリーンピア大沼 大浴場完備【天然温泉】	JR大沼公園駅より車で10分 大沼公園駅・新函館北斗駅から 無料シャトルバス運行 ★16日ホテル～森町青葉ヶ丘 公園グラウンドまで往復 シャトルバス運行
				3名1室	11,300円			
				4～5名1室	10,800円			
	Y44	9,000円	Z44	2名1室	10,000円			
				3名1室	9,500円			
				4～5名1室	9,000円			

FAX 03-3779-0463

第71回全国レクリエーション大会 in 北海道
申込変更依頼書

受付番号または申込No.

変更依頼者	印	TEL	FAX
申込代表者		TEL	FAX
参加種目		チーム名	

変更者氏名	変更内容
例) 北海 太郎	9月14日(15)・16・17日の開会式・交歓の夕べ・閉会式・弁当・ <u>宿泊</u> ・種目別 特別協賛行事・研究フォーラム・特別行事・協賛行事 (申込記号 S1) を 取消・変更・ <u>追加</u> ・大会参加全取消 する。その他: 第2希望 S2 変更内容等:
	9月14・15・16・17日の開会式・交歓の夕べ・閉会式・弁当・宿泊・種目別 特別協賛行事・研究フォーラム・特別行事・協賛行事 (申込記号) を 取消・変更・追加・大会参加全取消 する。その他: 変更内容等:
	9月14・15・16・17日の開会式・交歓の夕べ・閉会式・弁当・宿泊・種目別 特別協賛行事・研究フォーラム・特別行事・協賛行事 (申込記号) を 取消・変更・追加・大会参加全取消 する。その他: 変更内容等:
	9月14・15・16・17日の開会式・交歓の夕べ・閉会式・弁当・宿泊・種目別 特別協賛行事・研究フォーラム・特別行事・協賛行事 (申込記号) を 取消・変更・追加・大会参加全取消 する。その他: 変更内容等:
	9月14・15・16・17日の開会式・交歓の夕べ・閉会式・弁当・宿泊・種目別 特別協賛行事・研究フォーラム・特別行事・協賛行事 (申込記号) を 取消・変更・追加・大会参加全取消 する。その他: 変更内容等:

返金先 (変更・取消に伴い、ご返金が発生した際に使用します)

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	口座番号	
口座名義人(カタカナ)			

※コピーをとってご利用ください。

※取消変更は、間違いを防ぐため、すべてFAXまたは郵送にて承ります。
(電話では承りませんのでご注意ください。)



ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区新町2丁目1番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内でのみの旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款 募集型企画旅行契約の部によります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された委託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の旨では契約は成立していません。当社から予約の承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内（1）の申込み手続きをお願いいたします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社からは、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱われます。

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (6) ウェイティングの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
(ア) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
(イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様と旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(ウ) 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。
(エ) 当社は、ウェイティング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
(オ) 当社は、ウェイティング期間中に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。
 - (7) 当社は、(6)のお待ちいただける期間までにお客様と連絡がとれなかったときは、予約可能となつた場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。
 - (8) 当社は、団体・グループを構成する全額旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなす。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではないとさせていただきます。当社は、契約責任者は、団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後これらの状態になった場合も直ちに申し出ください。）、あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (5) 前号の申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び合理的な措置についてお問い合わせし、又は書面ですらをお申し出いただくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様から申し出たことに基づき手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (7) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要である当社が判断した場合は、必要な措置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (8) お客様のご都合により別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお断りすることがあります。
- (9) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- (10) お客様が他の旅行者に対し迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。

- (11) お客様が暴力団員、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (12) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (13) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容及びその他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収書、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日よりにお渡しします。また、お渡しいし期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲内は、確定書面（最終日程表）に記載するところと特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)追加代金の合計から(イ)割引代金を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- (2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
(ア)追加代金
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用する場合の追加代金
b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
c. 「グリーン車」追加代金等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金
d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金
e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(イ)割引代金
a. 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
c. その他「○○割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額をお支払いただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等」に記載の旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
(ただし、旅行日程に「鉄道運賃」と記載したものは、(ア)航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります。）
(イ)バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
(ロ)宿泊代金及び税・サービス料
(ハ)食費代金及び給・サービス料
(ニ)団体行動中の心付け
(ホ)添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
(ヘ)その他「パンフレット等」で含まれる旨を明示したものとします。
(2) (1)の括弧内は、お客様の都合により一部利用できないも原則として払戻しいたしません。

8. 「パンフレット等」に記載の旅行代金に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
(ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
(イ) 持ち帰り荷物代金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
(ウ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人の性質の諸費用、及びこれらに伴う税・サービス料
(エ) 傷害・疾病に関する医療費等
(オ) オプションツアー等と称し、現地で希望者のみをもって実施する小旅行等の代金
(カ) 「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(キ) 空室旅客施設使用料（パンフレットに明示した場合は除きます）

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、お客様の事由等により運送・宿泊サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容及びその他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に、お客様に通知します。
 - (イ) 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされる場合は、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (ウ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (エ) 第9項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、その変更差額だけ旅行代金を増額します。かかる増額が、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の施設設備が不足したところ（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社は、その変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - (オ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後、これに当る旨に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

11. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとり様につき10,000円・税別）と共に当社にご提出いただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

12. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後であっても、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますの、旅行お申込み時に営業時間等をお客様自身でもご確認ください。
(ア) (イ)に掲げる旅行契約以外のコース

解除期日	取消料（おひとり）
イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に旅行にあっては10日目に当たる日以降の日曜日に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の日曜日に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ. 旅行開始日当日	旅行代金の40%
ニ. 旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ. 無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
(ア) 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであると認めるときに限り、(イ)第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
(イ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
(ロ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日）まで、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合は、旅行開始日（日）までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
(ハ) 当社が責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
(ニ) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
(オ) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除又は一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
(2) お客様の書面に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ったほかから支払った取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いただきます。
(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
(ア) お客様が、当社があらかじめ明示している性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
(イ) お客様が病氣、必要ない介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
(ロ) お客様が他のお客様に対し迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがある当社が認めるとき。
(ハ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超え負担を求めたとき。
(ニ) お客様が暴力団員、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したとき。
(ホ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に旅行については3日目に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
(ヘ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。
(エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
(オ) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。
(カ) 旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

15. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
(ア) お客様が病氣、必要ない介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
(イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示又は違背、これらの方又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
(ロ) お客様が暴力団員、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したとき。
(ハ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
(ニ) 解除の効果及び払戻し
(ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該旅行サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれらを支払うべき取立金、運料料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにおいては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにおいては契約書に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(イ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に居るための必要な旅行サービスの手配を行います。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 - (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
 - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずのとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめよう努めること。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してからの当該解散場所を解航(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合は、乗降手配を要する場合は、当社では可能な限りこの手配に努めます。この部分は当社と別途旅行契約を締結することにより、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等)を含みます。この連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることとなります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等)を含みます。この指示に従っていただきます。指示に反する団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合は、旅行の途中でいつでもお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を生じたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内当社に対して通知があったときは限り、また、手荷物として生じた損害については、損害発生の日翌日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったことと限り、お客様おひとにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらを生じ生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、外国の入出国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (エ) 自由行動中の事故
 - (オ) 食中毒
 - (カ) 盗難
 - (ク) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生ずる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等および、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスノードライビング、ハンダグライダー、搭乗、超軽動力機(モーターハンダグライダー、マイโครライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないうかが明示されたにについては、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示したことに限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱し及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したときは及び復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、1日当りの補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務が第20項により損害賠償義務を重なり負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するもの第21項の適用については、当社は、またる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施:当社(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合は、当社の募集型企画旅行にはありません。
 - (ア) お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。
 - (イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定める旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
 - (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
 - (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
 - (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅行保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23.旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)～(イ)～(ウ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
 - (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の施設、設備その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
 - a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
 - b. 暴動
 - c. 官公署の命令
 - d. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画に反しない運送サービスの提供
 - g. 旅行参加者の生又は身体に安全確保のための必要な措置
 - (イ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明かであること。
 - (ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。
 - (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 変更 変更 補償金の額 × 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金等のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより下回った場合に限り)。	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経路便への変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類の、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に通知した場合をいいます。

注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替え、上段の「これを適用します。」の場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更により運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1車庫等又は1泊の中て被発生した場合であっても、1車庫等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意した場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相対した残額を支払います。

24.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25.通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝言へ「会員の署名名として旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。))を条件に、(電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段)による旅行のお申込みを受けられる場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合があります。(契約旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝言に会員の署名を付したクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときは、旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なる場合があります。
 - (ア) 通信契約の申込みの際に、会員は申込みしうとすると「募集型企画旅行の申込み」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は通信契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を承諾したときに成立するものとします。
 - (ウ) 通信契約でのクレジットカードは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻権を行使するべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

26.その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病、傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物、貴重品の紛失、忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスを受けられなくなったときも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件・旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

28.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証会社になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過で当該契約に違反し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、どのような事態が生じた場合であっても、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29.個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のため運送・宿泊機関等の提供に必要なサービスの提供及び設備のための手続等に利用させていただきます。必要の範囲内で当該情報等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきます。この場合、旅行は、お客様の個人情報等の提供のため、お客様の個人データを免稅品店等の事業者から提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空会社等に係る個人データを、電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (3) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(http://www.mwt.co.jp)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

申込み、宿泊・弁当・交通に関するお問い合わせ

名鉄観光サービス株式会社
「第71回全国レクリエーション大会」受付センター
〒141-0031 東京都品川区西五反田6-19-3(五反田第一生命ビルディング内)
TEL: 0120-730-350 FAX: 03-3779-0463
e-mail: rec71@mwt.co.jp
担当: 佐藤・大堀・米山 受付時間: 平日10時30分～17時 土・日・祝日 休業

旅行企画・実施

名鉄観光サービス株式会社 北海道営業本部
〒060-0003 北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番地25号 NREG北三条ビル7階
TEL: 011-205-5222 FAX: 011-205-5220
総合旅行業務取扱管理者: 岡部智敏 担当: 武田・宮嶋

観光庁長官登録旅行業第55号



(一社) 日本旅行業協会正会員

ホント保証会員



旅行業公正取引協議会 会員

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店の取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、外務員からのご説明に不明な点があれば、ご連絡なく掲載の取扱管理者にお尋ねください。